

令和5年12月
警察庁

「警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和5年10月27日から同年11月25日までの間、「警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集を行った結果、2件の御意見を頂きました。

「警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令」等が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

- (1) 警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第85号）
- (2) 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則等の一部を改正する規則（令和5年国家公安委員会規則第15号）

2 命令等の案を公示した日

令和5年10月27日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約していないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 2件

（内訳）

パブリックコメント意見提出フォーム	2件
電子メール	0件
郵送	0件

「警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

- 1 「警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令案」関係
本内閣府令案に対する御意見はありませんでした。
- 2 「遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則等の一部を改正する規則案」関係
本規則案に対しては、
 - 「電磁的記録媒体提出票」については、必要性が乏しいため廃止すべき。といった御意見がありました。

「電磁的記録媒体提出票」は、電磁的記録媒体を提出する際、その提出者や記録された事項等を明確にするために提出を求めるものであり、事務処理上の必要性があるため、原案のとおり定めることとしたものです。

3 その他

上記のほか、修辭上の御意見がありました。

頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。